

河長総総第206号

平成25年11月21日

河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

委員長 新倉 明 様

河内長野市長 芝田 啓治

生活保護費不正支出事件について（諮問）

このたび本市において、従前、生活保護業務所管課に所属していた元市職員宮本昌浩（＝懲戒免職、以下「本件元職員」といいます。）が、被保護者に支給すべき生活保護費を着服・横領をしていたとして、平成25年10月21日に大阪府警察に業務上横領罪（刑法第253条）の容疑で逮捕され、同年11月11日に大阪地方検察庁堺支部検察官より起訴されました。

昨今、生活保護費を巡る不正問題が広く社会問題となり、適正な支給が行政に求められているときに、その厳正な執行に当たるべき市の担当職員が自らの利益を図るために生活保護費を横領するなどの不正行為を行い、市としてそれを見逃していたことは慚愧に堪えません。

今回の事件は、長年培ってきた市民の皆様の本市行政に対する信頼を大きく失墜させる事案であるとともに、全国の生活保護行政に対する国民の皆様のご信頼も揺るがすこととなり、市民延いては国民の皆様、国、大阪府をはじめ関係諸機関の皆様にご迷惑をおかけする結果となりました。

今、本市に求められるのは、二度とこのような不正事件を繰り返さないという強い決意のもと、今回の事件について、客観的かつ公正な検証を行い、再発防止を図った上で、失われた市民の信頼を取り戻し、市民目線に立った行政の原点に立ち返り、再出発することであると強く考えています。

このような本市行政の再生を図るため、高い識見を有する委員の皆様方により、今回の事件について、市から独立して調査、検証、審議を頂き、

本件事件の経緯、背景その他の事実関係を解明頂くとともに、再発防止策についてご提言頂きたく、次のとおり貴委員会に諮問いたします。

委員の皆様におかれましては、本件事案の重大性及びいち早い再発防止策の実行の必要性などを鑑みて頂き、本件答申につきましては、平成26年3月31日までに頂きたくお願いいたします。

なお、今回の諮問においては、下記のとおり、市の調査により本件元職員による不正支出が判明している期間について諮問するものですが、今後、本件元職員が生活保護業務所管課に在籍していた全期間について、引き続き市の方でも内部調査を進めて参りますので、その内部調査の結果を貴委員会にも報告させて頂き、本件の全容解明及び再発防止策の提言等のために必要となれば、新たに諮問させて頂くなど、貴委員会のご意見をお伺いしながら対応を検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本件事案につきましては、市民の皆様も強い関心を示していることや、河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会条例の市議会における審議等においても、強く会議の公開を求められているところですので、個人情報の保護や審議等への影響がない限り、会議を公開に努めて頂きたくお願い申し上げます。

記

これまでの市の調査により、本件元職員による生活保護費の不正支出の事案が判明している期間（支給月：平成21年1月から平成23年4月分まで）における次の事項について、独立して調査、検証、審議を頂き、答申くださるようお願いいたします。

- (1) 本件事件の経緯、背景その他事実関係の解明に関すること。
- (2) 再発防止策の提言に関すること。
- (3) その他、本件事件に関することで貴委員会が調査、検証、審議を進める中で、本件事件の全容解明・再発防止等に資する内容の提言に関すること。

以上